

事務所だより



改めて考えておきたい 感染者・濃厚接触者への対応

夏場にはいったん落ち着くかと思われたコロナウイルスの猛威が止みそうにもありません。大阪でも新規感染者が日々増え続けています。自社の従業員に感染者や濃厚接触者が出た場合にどのように対応すべきか、あらかじめシミュレーションしておきましょう。

A. Q.1

従業員に感染者が出た場合、社外の取引先に対してはどのように対応すべきでしょうか？

自社の業態や感染した従業員の業務内容により対応は分かれます。

接客業や営業職など社外の人と接触する頻度が高い場合は、取引先等への告知をして感染拡大を少しでも防ぐ必要があります。まず感染を疑う症状を呈した2日前からの従業員の実行動をよく把握する必要があります。

A. Q.2

社内向けにはどのように対応すべきでしょうか？

感染した従業員と日常的に接していた社員には当面の間、就労を制限せざるを得ません。そうではない従業員には十分に対策を施したうえで就労していただくこととなります。

輪番制やグループ分けをするなど、普段から少しでもリスクを減らす工夫が大切です。また、社長と他の取締役などの会社首脳陣はしばらくの間、なるべく同じ場所に居合わせないなどすれば、万一、どちらかが罹患した際にトップ不在の期間をさけられるでしょう。

Q.3

濃厚接触など感染が疑われる労働者が出た場合はどのように対応すべきでしょうか？

建設業の許可取得・承継時に最も障害となっていたのが経営業務管理責任者の要件で、従来は許可を受けようとする業種区分では5年、それ以外の業種区分では6年の経営経験が必要でした。

建設業法改正

（令和二年一月一日施行）

しかし改正法では、経営業務管理責任者の認定をうけられるために様々なルートが用意されることになりました。

◆財務管理・労務管理・業務運営のいずれかに従事した経験が2年以上あればその他建設業ではない企業における経営経験（3年以上）とあわせて認められる。

◆相続や承継時に事前審査を受けていれば廃業から新規許可までの空白期間がなくなる。

詳しい書類・書式については発表待ちですが、新規許可や代替わりなどをお考えの業者様は是非一度まさがきまでご相談ください。

必要に応じてしばらくの間、出社を制限するなど感染拡大の防止に向けてできる限りの措置をとりましょう。

どのような場合が濃厚接触者に該当するのかを正しく理解することが大切です。国立感染症研究所感染症疫学センターの発表によれば1m以内かつ15分以上の接触があったことが重要な判断基準になります。また、双方についてマスクの着用があったか否かも濃厚接触の認定に大きく影響してきます。



2月に新しく事務所に入りました中平緑です。富田林市出身です。以前は総合病院で医療器材を扱う仕事に携わっていましたが、体力はないですが体を動かすことが大好きです。コロナの前は、テニスコートや体育館を借りて友人とスポーツを楽しんでいました。

はじめての事務職で日々勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。